

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 11 月 1 日～令和 12 年 10 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：子育て・介護と仕事の両立支援

（女性の育児休業取得率 100%の維持と男性の育児休業取得率 50%を目指す）

<対策>

- 令和 7 年 11 月～
 - ・育児休業の取得希望者に、産前産後休業・育児休業制度、育児休業に関する給付金や社会保険料免除等制度の情報提供を行う。
 - ・育休復帰職員に対して、施設内託児所の案内や時短勤務制度についての情報提供を行う。
 - ・介護休業の取得希望者を対象とした制度の情報提供を行う。
 - ・妊娠、出産、子育て、介護に関する個別相談窓口を設置し、職員への周知を行う。また、職員が希望する場合は、社会保険労務士との面談を設ける。

目標 2：ワークライフバランスの向上のため、職場環境の改善

（フルタイム労働者の残業時間 10%削減）

<対策>

- 令和 7 年 11 月～
 - ・有給取得状況の可視化とリーダーミーティングで共有（年 1 回）
 - ・シフトの事前確認により、残業時間の見える化と不要な残業の削減を図る。
（フルタイム労働者の残業時間 10%削減）
 - ・業務効率の向上を目的に、生産性向上推進委員会で意見交換を行い、改善を図る。
 - ・技能実習生や特定技能実習生人材の積極的な採用により、慢性的な人手不足の改善を目指す。

目標 3：職員の心身の健康維持を支援する

<対策>

- 令和 7 年 11 月～
 - ・60 歳以上の職員を対象とした転倒リスクチェックの実施（年 1 回）
 - ・メンタルヘルス研修（毎年 9 月）
 - ・全職員を対象とした健康診断の実施（毎年 10 月）